

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 3-11
三井住友海上神田駿河台別館ビル
社団法人 電子情報技術産業協会
会長 安藤 国威

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成16年8月23日

電波利用料制度の見直しに関する意見について

社団法人 電子情報技術産業協会

当協会としては、電波は、有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効に利用すべきことは、充分に認識致しており、また電波の逼迫状況が極めて深刻化している中で、電波再配分および電波有効利用のための規制緩和等多くの施策が実施されていることについては感謝しております。

しかしながら、情報家電、無線 LAN、ITS、電子タグ等の免許不要局は、今後、わが国が目指しているユビキタスネットワーク社会の重要な担い手であり、たとえ一部の分野であっても電波利用料を徴収することは、IT産業発展の阻害要因となります。IT関連製品のメーカー等、約500社からなる業界団体である当協会としては、今回の免許不要局からの利用料徴収に関しては、以下のような多くの問題点があることから、今般の「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」における「免許不要局からの利用料徴収」に反対します。

1. 免許不要局は国民が自由に利用すべきもの

免許不要局は、低出力で伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがないことを考えると、国民が自由に電波利用料の負担なしに利用できる環境を確保すべきであると考えます。

2. 「e-Japan戦略」基本方針に反します

「e-Japan戦略」は、ITを活用して経済社会を発展させることを最大の眼目としており、情報家電等の免許不要局は、その重要な役割を担っております。公共スペース、交通機関、家庭内外の生活場面等において、情報家電、無線LAN、ITS、電子タグ等のIT関連製品を利用できるよう産業界においても、コスト削減に最大限努力し、新技術の活用を図り、発展に努めているところであります。このように、今後伸ばすべき産業とされたものに対し、仮に製品分野を一部に限定したとしても電波利用料を賦課することは、「e-Japan戦略」基本方針に反するものであるとともに、普及促進を阻

害するものと考えます。

3. 情報家電の普及促進が重要であります

情報家電は、わが国の得意とする分野として、今後、各種新しい製品が開発される分野であります。したがって、一定帯域を占用させることにより、この分野の発展をさらに促進させるべきところ、電波利用料を賦課することは、わが国の経済発展の足枷となるとともに、国民にとって不利益になるものと考えます。

4. 免許不要局に関する議論が不十分であります

免許不要局を帯域占用型と非占用型に分類する案は、7月15日の最終報告書(案)において急遽提示されたものであります。現段階では実体のないものを対象として、電波利用料の徴収を制度化することは関連事業者にとって事業環境が極めて不透明になることを意味しており、議論が全く不十分であると考えます。

そもそも、占用型と非占用型の分類は、技術的というよりも裁量的判断に基づくものであり、電波の利用方法に大きな差がないことを踏まえれば、こうした分類は、電波利用料の賦課対象についての予見を非常に困難にするものであり、不適切であります。

5. 新産業創造戦略の政府方針に反します

免許不要局の情報家電からの利用料徴収は、経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」のうち、「新産業創造戦略」の一つとしている「情報家電」分野の育成のために規制改革、環境整備等を重点的に推進するという方針に反するものであります。

6. IT投資促進税制の政府方針に反します

帯域占用型の一つとして、無線LANタイプの情報家電が想定されますが、無線LANについて課金することは、標記税制を制定し、パソコンに付帯する無線LAN設備について減税を行い、投資を促進するという政府方針に相反するものであります。

7. 電波利用料の使途を拡大すべきではないと考えます

新たな研究開発費、デジタルディバイド解消の費用等にも電波利用料を充當するとしていますが、研究開発に係る官民の役割分担等を慎重に考慮すべきであり、従来の使途範囲を安易に拡大すべきではないと考えます。

また、研究開発やデジタルディバイド解消のための費用は、本来的に一般財源によって手当すべきものであり、特定の者の負担によって行うべきものではないと考えます。

8. 小電力無線システムから電波利用料を徴収している国はありません

米欧等の諸外国に於いても、小電力無線システム（免許不要局）からは、電波利用料を徴収していません。また、諸外国では、電波を使用して事業を行っている免許人と一般ユーザたる免許不要局の公平論など論ぜずに、免許不要局の自由な活動を担保し、それにより技術革新を図っています。

9. 電波有効利用のインセンティブは働かないと考えます

電波利用料徴収の理由の一つとして、電波有効利用へのインセンティブが挙げられていますが、電波を使い事業を行っている免許局と違い、免許不要局は事業目的で電波を利用していない不特定ユーザが多く、これらの分野にはインセンティブが有効に機能しないばかりではなく、実際に電波を使うユーザが負担しない恐れがあり、制度として成立し得ないものであると考えます。

10. 電波利用料の賦課は、広い意味での規制強化であると考えます

免許不要局であっても、一定の周波数帯域を確保し利用しているのであれば、応分の負担を求めるとの見解が述べられていますが、小電力無線システムは免許局と異なり、あくまで結果として恩恵に預かる反射的利益を受けるものであり、利用料賦課等の制限を加えることなく、自由な利用を担保すべきであります。また、免許不要局に電波利用料の賦課という行政関与により、行政目的を達成しようとすることは、広い意味での規制強化となり、本来の免許不要局制度の精神に反し、IT産業の円滑な発展を阻害する恐れがあります。

11. 徴収コストがかかり過ぎると考えます

免許不要局から阻害の要因にならない程度の極めて低い利用料額を定めるべきとの議論もあり得ますが、逆に海外製品も含めて遍く徴収するための制度創設および維持も含めた徴収コストを考慮した場合、徴収の実益に乏しく、また、徴収しないことによる産業全体から得られる税収増などのメリットを考慮すると、免許不要局から利用料を徴収すべきではないと考えます。

以上

電波利用料制度の見直しに関する意見について（概要）

免許不要局は、今後、わが国が目指しているユビキタスネットワーク社会の重要な担い手であり、電波利用料を徴収することは、以下のような多くの問題点があることから、今般の「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」における「免許不要局からの利用料徴収」に反対します。

1. 免許不要局は、国民が自由に電波利用料の負担なしに利用できる環境を確保すべきであると考えます。
2. 情報家電等の免許不要局に電波利用料を賦課することは、情報家電を育成するという「e-Japan 戦略」基本方針および「新産業創造戦略」に反するほか、「IT 投資促進税制」の方針にも反すると考えます。
3. 情報家電は、今後、各種新しい製品が開発される分野であり、電波利用料を賦課することは、わが国の経済発展の足枷となるとともに、国民にとって不利益になるものと考えます。
4. 免許不要局を帯域占用型と非占用型に分類する案は、7月15日の最終報告書（案）において急遽提示されたものであり、現段階では実体のないものを対象として裁量的判断で電波利用料の徴収を制度化することは、関連事業者にとって事業環境が極めて不透明になることを意味しており、議論が全く不十分であると考えます。
5. 電波利用料は、従来の使途範囲を安易に拡大すべきではないと考えます。
6. 米欧等の諸外国に於いても、小電力無線システム（免許不要局）からは、電波利用料を徴収していません。

7. 電波利用料徴収の理由の一つとして、電波有効利用へのインセンティブが挙げられていますが、電波を使い事業を行っている免許局と違い、免許不要局は事業目的で電波を利用していない不特定ユーザが多く、これらの分野にはインセンティブが有効に機能しないばかりではなく、実際に電波を使うユーザが負担しない恐れがあり、制度として成立し得ないものであると考えます。
8. 小電力無線システムはあくまで反射的利益を受けるものであり、また、電波利用料の賦課という行政関与により、行政目的を達成しようとすることは、広い意味での規制強化になると考えます。
9. 免許不要局から阻害の要因にならない程度の極めて低い利用料額を定めるべきとの議論もあり得ますが、徴収コストに比し徴収の実益に乏しい等、免許不要局から利用料を徴収すべきではないと考えます。

以上